

認定事業者NEWS

ニュース

◀ 令和6年度中における地下タンク等定期点検の現況 ▶

地下タンク等定期点検認定事業者から報告された、「令和6年度中の定期点検の実施状況について」とりまとめました。

1 危険物施設の点検状況（表1）

令和6年度中の点検施設数の合計は70,347件、タンク基数の合計は126,228基でした。この内、異常ありのタンク基数の割合を施設種別ごとにみると、製造所は116基中6基で5.2%、地下タンク貯蔵所は49,665基中328基で0.7%、給油取扱所は、67,400基中259基で0.4%、一般取扱所は7,378基中39基で0.5%となっています。少量危険物施設の異常ありの割合は、1,669基中30基で1.8%となっています。

表1 危険物施設の点検状況

施設種別		点検施設数	タンク基数	異常ありの点検施設数 (%)		異常ありのタンク基数 (%)	
製 造 所		175 件	116 基	2 件	(1.1%)	6 基	(5.2%)
貯蔵所	地下タンク貯蔵所	39,193 件	49,665 基	396 件	(1.0%)	328 基	(0.7%)
	屋外タンク貯蔵所※	383 件		5 件	(1.3%)		
	屋内タンク貯蔵所※	90 件		0 件	(0.0%)		
取扱所	給油取扱所	22,730 件	67,400 基	239 件	(1.1%)	259 基	(0.4%)
	一般取扱所	6,170 件	7,378 基	42 件	(0.7%)	39 基	(0.5%)
少量危険物取扱所		1,606 件	1,669 基	37 件	(2.3%)	30 基	(1.8%)
合 計		70,347 件	126,228 基	721 件	(1.0%)	662 基	(0.5%)

※ 屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所は、配管のみの点検状況です。

—認定事業者ニュース—

令和6年度中における地下タンク等定期点検の現況	1
令和6年度中における移動貯蔵タンク定期点検の現況	4
ヒヤリ・ハット集	5
給油取扱所の埋設タンク及び埋設配管からのガソリンの流出事例	8
点検作業中に高所から転落した事例	9
圧力点検済証の記入要領	10

No. 49

////////////////////////////////////

発行所

令和7年10月1日発行
発行所 一般財団法人全国危険物安全協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門
2-9-16 日本消防会館8F
TEL 03(5962)8921
03(5962)8923(業務課直通)
email:gyoumu@zenkikyo.or.jp
HP https://www.zenkikyo.or.jp

2 地下タンク・地下埋設配管の点検方法の状況（表2）

タンク又はタンクと配管の点検方法では、微加圧法が最も多く、それに伴い液相部点検も多くなっています。その他の方法では、SIR（統計学的在庫管理）による点検が多くなっています。

表2 地下貯蔵タンク・地下埋設配管点検方法

			タンク又はタンクと 配管の実施件数	配管単独	検知層
点 検 数			199,365 件	51,544 件	18,597 件
点 検 方 法	加圧法	異常なし	10,660 件	10,581 件	2,418 件
		異常あり	191 件	203 件	43 件
	微加圧法	異常なし	86,834 件	727 件	
		異常あり	515 件	28 件	
	微減圧法	異常なし	6,123 件	29 件	
		異常あり	37 件	1 件	
	減圧法	異常なし			16,007 件
		異常あり			51 件
	液相部点検	異常なし	67,8261 件		
		異常あり	925 件		
	その他の方法	異常なし	26,208 件	39,927 件	78 件
		異常あり	46 件	48 件	0 件

3 タンク等の異常箇所（表3）

異常箇所の合計は 983 件で、タンク本体の異常が認められた箇所は 273 件あり、このうち気相部が 215 件と 78.8%を占めています。配管の異常は 376 件であり、このうち吸引管が 167 件と 44.4%を占めています。また、通気管の異常も 270 件となっています。

配管と通気管を合わせた異常件数は、646 件となっており、異常箇所全体（タンク本体及び配管以外を除く）の 65.7%を占めており、タンク本体と配管及び通気管を同時に点検した結果、異常が認められた場合は、配管及び通気管に重点をおいで確認することも重要です。

一方、二重殻タンクの検知層の異常も 37 件認められているので、点検に際しては埋設後の経過年数が比較的浅いタンクにおいても十分注意して行う必要があります。

表3 タンク等の異常箇所

タンク 本体	異常箇所	件数	配 管	異常箇所	件数
	タンク本体気相部	215 件		吸引管	167 件
	タンク本体液相部	21 件		注入管	84 件
	二重殻タンクの検知層	37 件		その他の油配管	125 件
	計	273 件		計	646 件
タンク本体、配管及び通気管以外		64 件	通 気 管		270 件
合 計					983 件

4 点検後の処置状況の把握（表4）

異常が認められたものについての処置状況の報告があった965件のうち、点検後の処置状況を把握していたのは441件（45.7%）であり、このうち点検を実施した認定事業者が修理まで行っていたのは249件（56.5%）となっています。

異常の有無のみを報告したが、その後の処置は不明となっている例が176件ありました。異常が発見された場合は、設置者に異常箇所に対する措置などについてアドバイスすることも認定事業者として必要です。

表4 点検後の処置状況の把握

点検後の処置 状況の把握	処 置 内 容	件 数
把握なし	異常の有無のみ報告したが、その後の処置は不明	176
	異常の有無のみ報告したが、自社での異常箇所特定は困難であった。	31
	異常の有無のみを報告し、その後再点検を実施した。	100
	異常箇所を特定して報告のみした。	217
	計	524
把握あり	異常箇所を特定し報告した後、認定事業者が修理した。	249
	異常箇所を特定し報告した後、設置者が業者に依頼し修理した。	172
	異常箇所を特定し報告したが、修理不能であった。	20
	計	441
合 計		965

◀ 令和 6 年度中における移動貯蔵タンク定期点検の現況 ▶

移動貯蔵タンク定期点検認定事業者の皆様から報告された「令和 6 年度中の定期点検の実施状況について」とりまとめました。

1 移動貯蔵タンクの点検状況（表 5）

点検タンク数の合計 8,499 基は、全てガス加圧法によるものでした。液体加圧法、直接法及びその他の方法はありませんでした。（表 5）

表 5 点検方法の状況

移動タンク貯蔵所の種類			単一車式		被けん引車式	
			積載式	積載式以外	積載式	積載式以外
点 検 タ ン ク 数			2,441 基	5,116 基	315 基	627 基
点 検 方 法	ガス加圧法	異常なし	2,368 基	5,035 基	293 基	600 基
		異常あり	73 基	81 基	22 基	27 基
	液体加圧法	異常なし	0 基	0 基	0 基	0 基
		異常あり	0 基	0 基	0 基	0 基
	直接法	異常なし	0 基	0 基	0 基	0 基
		異常あり	0 基	0 基	0 基	0 基
全 点 検 タ ン ク 数			8,499 基			

2 タンクの異常箇所（表 6）

異常箇所の合計は 272 件で、このうちパッキン類の異常が 235 件であり 86.4% を占めています。

認定事業者によっては、新しいパッキンに取り替えてから、漏れの点検を実施するところもありますが、異常が認められた場合は、パッキン類の確認を優先して行うことが重要です。

表 6 タンクの異常箇所

タンク本体		パッキン類		付属設備	
胴体又は鏡板部 腐食亀裂等	6 件	マンホールパッキン	88 件	マンホール	6 件
防護枠又は側面枠 取付部腐食亀裂等	5 件	底弁パッキン	38 件	底弁	5 件
タンク下部取付台座 周囲腐食等	1 件	計量口パッキン	58 件	計量口	1 件
その他のタンク本体 に係る腐食亀裂等	1 件	その他パッキン	51 件	その他付属設備	12 件
計	13 件	計	235 件	計	24 件
合 計					272 件

3 点検後の処置状況の把握（表7）

異常が認められたものについての処置状況の報告があった260件のうち、点検後に処置状況を把握していたのは230件（88.5%）で、このうち点検を実施した認定事業者が修理まで行ったのは212件（92.2%）となっています。

表7 点検後の処置状況の把握

点検後の処置 状況の把握	処 置 内 容	件 数
把握なし	異常の有無のみ報告したが、その後の処置は不明。	8
	異常の有無のみを報告したが、自社での異常箇所特定は困難であった。	1
	異常の有無のみを報告し、その後再点検を実施した。	8
	異常箇所を特定し報告のみした。	13
	計	30
把握あり	異常箇所を特定し報告した後、認定事業者が修理した。	212
	異常箇所を特定し報告した後、設置者が他業者に依頼し修理した。	17
	異常箇所を特定し報告したが、修理不能であった。	1
	計	230
合 計		260

◀ ヒヤリ・ハット集 ▶

認定事業者の皆様から寄せられた点検時のヒヤリ・ハットをとりまとめました。

【地下タンク等に関するヒヤリ・ハット】

内 容	件 数
転倒・転落等安全管理に関するヒヤリ・ハット	42
工具等の落下に関するヒヤリ・ハット	11
作業環境に関するヒヤリ・ハット	11
点検作業中のヒヤリ・ハット	25
その他	14
計	103

地下タンク等に関するヒヤリ・ハットは、転倒・転落など安全管理に関するヒヤリ・ハットが一番多く発生しており、次いで点検作業中に関するヒヤリ・ハットとなっています。主なヒヤリ・ハットの内容は次のとおりです。

1 転倒・転落等に関するヒヤリ・ハット

- ・ 通気口の取り外し時にパイプレンチに力を入れたところ、手が滑りバランスを崩してハシゴから落下しそうになった。
- ・ 通気管頭部を外す際、工具のかかりが甘くバランスをくずした。

- ・ 点検時、梯子使用時に通気管の 45° ねじ込みジョイントが回転し体制を崩しヒヤリとした。

2 工具等の落下に関するヒヤリ・ハット

- ・ 治具の取付のために一度液面計を取り外す際、液面計の固定用のねじがタンク内に落下しそうになった。
- ・ 通気口の取り外しを行った際、手を滑らせ工具を落としてしまい、梯子を支えていた作業員にケガをさせそうになった。

3 作業環境に関するヒヤリ・ハット

- ・ 積雪時に梯子を使って通気管の閉止作業をしようと足をかけたところ、靴に雪が付いていたため横にスライドするように滑った。
- ・ 温泉施設のマンホール内で作業中異臭がし硫化水素の可能性もあるため、作業を中止し息を止めてすぐに脱出した。
- ・ 雨天時の点検実施中、突風が来て梯子が倒れそうになった。
- ・ 夏場のプロテクター内作業中、熱気と油の臭いで気分が悪くなった。

4 点検作業中のヒヤリ・ハット

- ・ 検査時、コンピューターの電源コードに足を引っ掛けそうになった。
- ・ マンホールが深い現場で検知層の検査をするため、治具を腹ばいになって取付けていたら頭から落ちそうになった。
- ・ マンホール開放中、安全区画を設けているにも関わらず第三者が作業を見に侵入して来た。
- ・ SS 検査の時に点検口の開放箇所にパイロンを設置したのにパイロンが車に轢かれそうになった。
- ・ 敷地内中庭に設置の地下タンク点検時、立ち入り禁止区画を設けているにもかかわらず一般通行人が興味を持ち侵入。また休日検査を指定された施設にて、一般ジョギング者がショートカットのため侵入。

5 その他のヒヤリ・ハット

- ・ 夏の時期、熱中症になりかけたことがある。
- ・ SF 二重殻タンクの外殻検知層の検知部に設置されているマンホールの径が小さく深く作業困難、換気・酸素濃度ガス検知器を使用しながら複数名で実施。
- ・ とりあえず点検が終わるまで待ってもらったのだが、マンホールを開放していたために、タンクローリーが近づいてきて穴に落ちないかヒヤリとした。
- ・ 通気管、支持金具などの腐食があった。
- ・ ヒヤリハットではありませんが、通気管密閉処理にて梯子を使用していますが、お客様より高所作業車を使うよう点検中に指摘を受けました。

【移動タンクに関するヒヤリ・ハット】

内 容	件 数
転倒・転落等安全管理に関するヒヤリ・ハット	18
作業環境に関するヒヤリ・ハット	8
工具等の落下に関するヒヤリ・ハット	5
点検作業中のヒヤリ・ハット	4
その他	4
計	39

移動タンクに関するヒヤリ・ハットは、タンク上部で作業中に転倒・転落など安全管理に関することが一番多く発生しており、次いで作業環境に関するヒヤリ・ハット、工具等の落下に関するヒヤリ・ハット、点検作業中のヒヤリ・ハットとなっています。主なヒヤリ・ハットの内容は次のとおりです。

1 転倒・転落等安全管理に関するヒヤリ・ハット

- ・ タンクローリー添え付けの梯子が腐食により一段欠損のため、降りるときに転びそうになりヒヤリとした。
- ・ タンク上でセンサー類を設置後、信号ケーブルと窒素ホースを避けながら歩いていた際によろめいてヒヤリとした。
- ・ タンク上で洗剤にて圧力漏れのチェックをする際に、洗剤で足がすべって転倒転落の危険性があった。
- ・ タンク上部に上るとき足を滑らせ、すねをタンクガードにぶつけて治るのに1か月ぐらいかかった。

2 作業環境に関するヒヤリ・ハット

- ・ 雨天時タンクローリーのタンク上部で作業中にセンターケーブルに足が絡まり転倒しそうになった。
- ・ 積雪時ハッチ部に雪が積もって除雪作業している時、ステップに雪が残っていたため、滑りそうになった。
- ・ ローリー上部での作業中、客先の設備配管に頭をぶつけた。(ヘルメット着用していた)

3 工具等の落下に関するヒヤリ・ハット

- ・ 点検治具・道具類が落下しそうになった。
- ・ 移動貯蔵タンクから計測センサー機器を下ろす際、センサーを落としそうになった。

4 点検作業中のヒヤリ・ハット

- ・ 窒素ガス加圧中にホースが折れた状態でガス加圧をして途中で気が付いた。

- ・ 1 槽目と 2 槽目の窒素ホースの接続を間違えたため、1 槽目に加圧したつもりが 2 槽目を加圧していた（検査装置側で自動停止）。

5 その他のヒヤリ・ハット

- ・ マンホールの固定金属部が腐食しているため、加圧した際ネジ山が崩れ圧が逃げたので、ヒヤリとした。
- ・ 夏場の作業中に、暑さにより朦朧として足元がおぼつかないことがあった。

ヒヤリ・ハットは、一歩間違えれば大事故につながる危険性があります。これらヒヤリ・ハットは、ヒューマンエラーに起因するものが多く、十分な対策や工夫をしていけば防げるものがほとんどです。

ヒヤリ・ハット体験は、作業前や終業時のミーティングなどで、皆さんでその対策を考え、事故防止に努めていただきたいと思います。

給油取扱所の埋設タンク及び埋設配管からのガソリンの流出事例

流出事例を紹介しますので、参考にしてください。

1 事故概要

給油取扱所において給油ノズルからのエアの混入及び在庫管理の不一致等から油漏れを疑い、消防署に相談し指導のもと漏えい検査管を確認したところ油分が確認された。直ちに使用を停止し「微加圧法」にて漏洩検査を行ったが「異常なし」の判定だった。その後、使用停止していたタンクの残量が減少しているとの申告から、再度「ガス加圧法」にて漏えい検査を実施したところ「異常あり」の判定がでた。結果的にガソリン約 2,857 L が流出した。

2 発生原因

過去に配管に漏えい疑いがあったにも関わらず使用を継続したため、配管からの漏洩したガソリンが埋設配管を伝わりタンク本体下部に堆積したもの。地下水等の浸食によりタンク本体が腐食し流出したものと推測される。また、日常点検等を実施しておらず、1 週間に 1 回以上の漏洩検査管での漏れの確認は未実施、在庫管理も不十分であったことから漏えいに気づくことが遅くなった。

後日、タンクを掘り起こし、地上で確認したところ専用タンク側部に約 5mm と埋設配管（吸引管）に約 10mm の穿孔を確認した。

3 対応策等

- (1) 在庫管理の徹底及び何らかの異常があれば早期に漏えいの点検を行う。
- (2) 日常点検及び 1 週間に 1 回以上漏えい検査管の確認を行う。
- (3) 従業員に対して安全教育の徹底



タンク堀上状況（漏洩だまり）



タンク本体(穿孔箇所)



タンク本体（穿孔拡大）



吸引管（穿孔）

◀ 点検作業中に高所から転落した事例 ▶

点検作業中の事例を紹介しますので、参考にしてください。

【事故概要】

給油取扱所において、地下タンクの漏れの点検作業を行うにあたり、作業員 2 名は通気管（高さ 4m）に閉鎖治具を取り付けようとアルミ製梯子を通気管にかけ、1 名が地上で確保し、更に 1 名が梯子を登り高さ 2m 付近で閉鎖治具を取り付けようとした際、立ち上がり通気管の固定金具のゆるみにより、45 度エルボ部が右に回転し、バランスを崩し高さ 2m 付近から梯子とともに転落して受傷したもの。

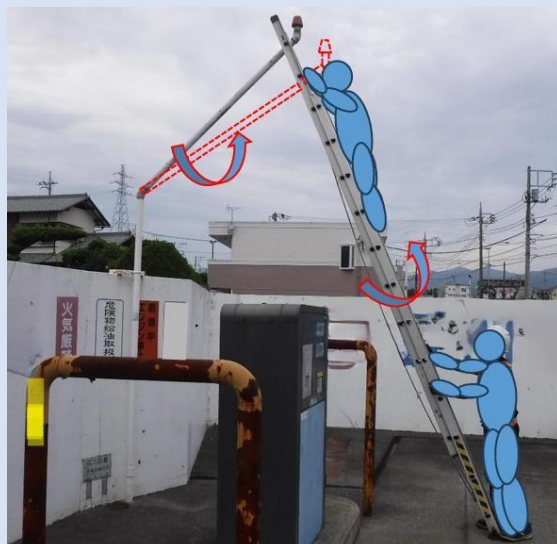
なお、受傷程度は左足踵骨骨折及び右膝裂創の重症であった。

【発生原因】

- 1 梯子の架梯箇所又は、場所が不安定な状態であった。
- 2 通気管固定金具がゆるむことを想定していなかった。
- 3 高所作業による安全意識が慣れにより希薄であった。

【事故防止対策】

- 1 通気管に梯子を架梯することは、強度が弱く不安定となることを認識する。
- 2 三点指示（自立型）以上の梯子または脚立等を使用し、現場の状況にあった対応を行う。
- 3 高所作業は 2 名以上で行い、必ず転落防止措置を講じて実施する。



◀ 圧力点検済証の記入要領 ▶

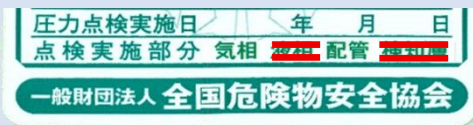
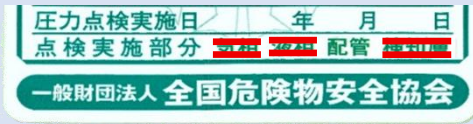
最近、お問い合わせが増えておりますので、再度、お知らせいたします。
誤りのないように徹底をお願いいたします。

令和6年10月から地下タンク等圧力点検済証の点検実施部分に「検知層」が追加されました。

記載要領については、以下のとおり記載してください。

なお、「検知層」の記載のない点検済証も引き続き使用できます。

点検実施部分	令和6年10月以降の点検済証	令和6年9月以前の点検済証
鋼製一重殻タンク全体と地下埋設配管	 ○「検知層」を消してください。	 ○「気層」、「液相」、「配管」のいずれも消さないでください。

点検実施部分	令和6年10月以降の点検済証	令和6年9月以前の点検済証
鋼製一重殻タンクの気層部と地下埋設配管	 ○「液相」と「検知層」を消してください。	 ○「液相」を消してください。
	定期点検実施時期の期間内にタンクに設置された高精度液面計で液相部の点検が既に行われており、点検を行う認定事業者が液相部の点検を実施しなかった場合は、地下タンク等定期点検実施結果報告書の備考欄にその旨を液相部の点検機器名称と併せて記載してください。	
鋼製一重殻タンク本体	 ○「配管」、「検知層」を消してください。	 ○「配管」を消してください。
地下埋設配管	 ○「気層」、「液相」及び「検知層」を消してください。	 ○「気層」及び「液相」を消してください。
二重殻タンクの検知層	 ○「気層」、「液相」、「配管」を消してください。 (検知層と配管を点検した場合は、「気層」、「液相」を消してください。)	 ○「配管」を消して下さい。 (検知層と配管を点検した場合は、「気層」、「液相」、「配管」のいずれも消さないでください。)

地下タンク等、地下埋設配管とも漏えい点検に合格しなかった場合は、点検済証は貼付できません。